

北海道政策評価条例の施行状況等の点検結果

令和3年（2021年）2月
北海道総合政策部
政策局計画推進課

目 次

1	はじめにP	1
2	北海道政策評価条例に基づく施行状況等の点検と検討P	2
	（1）社会経済情勢の変化等P	2
	（2）政策評価条例の施行状況の点検と結果P	3
3	政策評価条例の運用状況の課題と対応P	8
	運用上の課題と今後の対応P	8
○	別冊資料		
	北海道政策評価条例の施行状況等（平成28年度～令和2年度）		

1 はじめに

■ 点検・検討の考え方

北海道政策評価条例（以下、「条例」という。）は、政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある行財政資源を効果的に配分するとともに、道政の透明性を高め、道民への説明責任を果たす道政運営の基本的制度である。

本条例は5年を経過するごとに、社会経済情勢等の変化を勘案の上、条例の施行状況等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしており、今般、前回点検から5年を経過したことから、条例の施行状況等について、点検・検討を行った。

■ 点検・検討の過程

令和2年8月	総合政策委員会	条例の施行状況等の点検の進め方を報告
令和2年8月～11月	政策評価委員会等	条例の施行状況等（案）を取りまとめ
令和2年11月	総合政策委員会	条例の施行状況等を報告
令和3年1月	政策評価委員会等	条例の施行状況等の点検結果（素案）を取りまとめ
令和3年2月	政策評価委員会等	条例の施行状況等の点検結果（案）を取りまとめ

2 北海道政策評価条例に基づく施行状況等の点検と検討

条例に基づく施行状況等の点検と検討に当たっては、現在の評価制度が変動する社会経済情勢に適切に対応しているかについて、政策評価条例の第1章から第6章の条文に沿って実施状況を点検し、その結果を整理する。

(1) 社会経済情勢の変化等

① 道における政策評価を取り巻く状況

【総合計画の推進管理を中心とする】

前回点検時（H27）より、北海道総合計画（以下、「総合計画」という。）の推進管理を中心とし、総合計画の施策推進体系に沿った施策と事務事業の一体的な評価や、目標・指標など具体的な根拠に基づく評価を着実に実施

【総合計画の見直し】

新型コロナの影響により、道内の社会経済情勢に大きな変化が生じていること、また、道の施策及び計画にも影響を生じていること、その他ポストコロナを見据えた施策の展開について、総合計画への反映が必要なことから、今後、総合計画を見直すこととしており、政策評価においても整合性を図るなどの対応が必要

【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナの影響により、渡航制限や移動制限、「3密」の懸念のある各種プロモーション事業や研修会の中止や延期、規模縮小など様々な施策に影響が出ていることを踏まえた政策評価を実施

② 都道府県における政策評価の実施状況

都府県における政策評価の実施状況と照らし、道の政策評価の現状と課題の把握や今後の政策評価のあり方について検討を行うため、都府県調査を行い、評価の対象や手法、評価実施の体制などについて把握

(2) 政策評価条例の施行状況の点検と結果

条項等	条文（要旨）	施行状況の点検結果
第1章 総則		
第2条	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本評価 施策に関して行う政策評価及び事務事業に関して行う政策評価 ● 公共事業評価 基本評価を補完するため、公共事業に関して行う政策評価 ● 特定課題評価 政策に関するその時々課題であって、知事が点検、検証等を行う必要があると認めるものに関して行う政策評価 	<p>【基本評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度の「政策評価制度の見直しの方向性」に基づき、政策評価を通じた総合計画の着実な推進を図るため、平成28年度に、同計画の政策推進体系に沿って施策を再編したほか、平成29年度からは施策評価と事務事業評価の一体的な実施、平成30年度には評価体制を総合政策部に一元化させた。また、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症に伴う施策への影響調査と改善に向けて意見を付すなど政策評価を通じて総合計画の一体的な推進管理を行ってきた ○ 都府県調査の結果では、大半の都府県で施策と事務事業評価を実施 <p>【公共事業評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業評価については、国の事業採択前に実施する事前評価と事業期間中に行う再評価により、事業の実施（継続）の必要性について評価を行っている。また、平成28年度より、事業実施後の効果や事業目的の達成状況を明らかにするため、事前評価対象地区の事業完了後に、公共事業専門委員会に対し報告を行っている ○ 都府県調査の結果では、すべての都府県で実施している <p>【特定課題評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大きく変化する社会経済情勢のもと、その時々政策課題に対応するため、これまで、基金のあり方や情報システムの利活用、分かりやすい評価制度などについて評価を実施し、業務の効率化といった効果的な政策展開に反映させている ○ 都府県調査の結果では、特定課題を評価する仕組みのない都府県が多数で、実施しているのは少数となっている <p>【点検の結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本評価、公共事業評価は多くの都府県で実施していることや政策課題に対応するため行う特定課題評価を含め、政策の特性に応じて3種の評価を行うことは、総合計画の着実な推進に向け有効に機能すると考えられ、今後とも、本条の規定に基づき、評価を行っていくことが適切と考えられる

(2) 政策評価条例の施行状況の点検と結果 (続き)

条項等	条文 (要旨)	施行状況の点検結果
第2章 政策評価に関する基本方針		
第4条	<ul style="list-style-type: none"> ● 政策評価に関する基本方針を定めなければならない ● 評価の対象、視点、時点、方法、北海道政策評価委員会の運営、結果の反映、情報の公表、政策評価の充実のために必要な措置等 <ul style="list-style-type: none"> ● 中間評価を原則とし、政策の特性に応じて事前評価又は事後評価を併せて行うよう努めなければならない ● 基本方針を定めるに当たっては、実施機関と協議するとともに、政策評価委員会の意見を聴取しなければならない ● 基本方針は遅滞なく、実施機関に通知するとともに、公表しなければならない 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合計画の推進管理を中心としたことから、平成28年に、基本方針における目的や基本的な考え方など全文の関係箇所を修正し趣旨との整合を図った ○ 都府県調査の結果では多くの都府県においても要綱や基本方針を定め政策評価に取り組んでいることを把握 <p>【点検の結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの都府県で、基本方針等の規定を定めて評価を実施していることから、今後とも本条の規定に基づき、評価を実施していくことが適切であると考えられる <p>【基本評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本評価に関しては、総合計画の推進を図る観点から、中間評価とすることで、施策の推進状況を客観的に評価し、次年度に向けた効果的な事業構築や予算措置に反映させている ○ 今年度においても、施策や事務事業における新型コロナの影響を点検し、影響があったものについては次年度の事業精査に向けた検討を行う旨の評価に取り組んだところ <p>【公共事業評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業評価に関しては、政策の特性を考慮し、国による事業採択等を予定している施工地区については事前評価を、事業採択後、長期間を経過した時点で継続中の地区等については、再評価(中間評価)を行っている ○ 都府県調査の結果では、「事前評価、再評価、事後評価」の3種類を行っている都府県が最も多く、次に同数で「事前評価と再評価」、「再評価」のみであった <p>【点検の結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本評価については、中間評価を行うことにより、総合計画の推進はもとより、新型コロナや自然災害など不測の事態においても事業の適切な見直しを行うことが可能であると考えられる。一方で、公共事業評価については、都府県によっては事後評価を行っている事例が見られるため、今後、事後評価の有効性などについての検討が必要であるものの、事後評価については既に本条に規定されていることから、今後とも本条の規定に基づき、評価を実施していくことが適切であると考えられる

(2) 政策評価条例の施行状況の点検と結果 (続き)

条項等	条文 (要旨)	施行状況の点検結果
第3章 一次政策評価		
第5条 第6条 第7条	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施方針 実施機関は、毎年度、基本方針に基づき、基本評価、公共事業評価及び特定課題評価に関する実施方針を定めなければならない ● 一次評価の実施 実施機関は、実施方針に基づき、一次政策評価を自ら行わなければならない。 ● 評価調書の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次政策評価を行うときは、評価調書を作成しなければならない ・ 評価調書を公表しなければならない 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合計画の推進管理を中心としたことから、平成28年に、一次評価の実実施方針において、基本的な考え方や評価の視点など全文の関係箇所を修正し、趣旨との整合を図った <p>【基本評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度については、施策と事務事業における新型コロナの影響について点検を行うため、実施方針と別に定める「令和2年度基本評価マニュアル」で示す評価方法や評価調書の修正を行った ○ 都府県調査の結果では、ほぼすべての都府県において一次評価を行っている <p>【公共事業評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都府県調査の結果では、すべての都府県において一次評価を行っている <p>【点検の結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施策目標の実現に向け、各々が施策を推進する立場から、施策と事務事業を客観的に評価し、見直しを行うなどして自律的に改善していく一次評価は、ほぼすべての都府県において実施しており、また、今回の新型コロナによる事業の中止・延期等についても新たな方策等について速やかに検討するなど、施策の推進に有効に機能していると考えられ、今後とも本条の規定に基づき、一次評価を行っていくことが適切と考えられる

(2) 政策評価条例の施行状況の点検と結果 (続き)

条項等	条文 (要旨)	施行状況の点検結果
第4章 二次政策評価		
第8条 第9条	<ul style="list-style-type: none"> ● 二次評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関が一次評価を行った政策のうち、道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認めるものについて、二次評価を行う ・ 二次評価を行うに当たっては、あらかじめ、基本方針に基づき、二次評価の対象、視点その他必要な事項を定め、遅滞なく、実施機関に通知するとともに、公表しなければならない ● 資料の提出及び説明の要求 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二次評価を行うため、必要な範囲内において、実施機関に資料の提出及び説明を求めるものとする 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合計画の推進管理を中心としたことから、平成28年に、二次評価の実施方針において、基本的な考え方や視点など全文の関係箇所を修正し、趣旨との整合を図った <p>【基本評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度は、新型コロナの影響を踏まえた二次評価を行うため、実施方針と別に定める「令和2年度基本評価に係る二次政策評価意見の検討の考え方」の評価対象や視点を修正した ○ 都府県調査の結果では、一次評価のみという都府県が、二次評価を行っている都府県を上回っている <p>【公共事業評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都府県調査の結果では、一次評価のみという都府県が、二次評価を行っている都府県を上回っている <p>【点検の結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各部局の自己評価である一次評価を踏まえ、予算編成や組織・機構整備、政策の立案などの所管課で構成する二次評価チームが全庁的な観点で評価を行うことで、道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図ることが可能なため、今後とも、本条の規定に基づいた二次評価を行っていくことが適切と考えられる
第5章 道民参加の推進		
第11条 第12条	<ul style="list-style-type: none"> ● 道民の意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道民は、政策評価の制度及び結果その他の政策評価に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる ・ 実施機関は、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努める ● 道民の意見の政策評価への反映 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関は、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする ・ 実施機関は、毎年度、道民の意見の政策評価への反映状況を公表しなければならない 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道においては、HPを活用し年間を通じた意見を募集しているほか、評価結果公表後は、HPや道庁、14振興局でアンケートを行っている ○ 都府県調査の結果では、多くの都府県で政策評価の実施状況や結果を公表の上、HPや県民アンケートなどにより募集を行っており、住民意見を取り入れる仕組みがないのはごくわずかであった <p>【点検の結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後とも、道政の透明性を高め、道民参加を推進するため、本条の規定に基づき、道民が意見を述べる機会を確保することが適切であると考えられる

(2) 政策評価条例の施行状況の点検と結果 (続き)

条項等	条文 (要旨)	施行状況の点検・結果
第6章 政策評価委員会		
第13条	<ul style="list-style-type: none"> ● 設置 政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実を図るため、知事の附属機関として、北海道政策評価委員会を置く 	<p>【基本評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都府県調査の結果、約3分の2の都府県において外部評価を行っている ○ 評価の視点としては、政策や施策の方向性や一次評価の妥当性、指標の適切性などについての審議など様々 ○ 一方で、外部評価を行っていない都府県はその理由として、自己評価を基本としている、住民代表である議会報告を行っている、世論調査を実施し県民意見の反映に努めているからなどを挙げている <p>【公共事業評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都府県調査の結果、すべての都府県において外部評価を行っている ○ 評価の視点としては、事業の有効性や必要性、妥当性など <p>【点検の結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広い分野の有識者等の知見を外部評価から得て行っている都府県が大半であり、客観的で厳格な評価を実施するため、今後とも本条の規定に基づき、外部評価を行うことが適切と考えられる
第14条	<ul style="list-style-type: none"> ● 所掌事項 実施機関の諮問に応じ、政策評価の実施及び制度に関する事項について調査審議 	
第15条	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織 委員15人以内で組織し、委員は道政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。任期は2年とする 	

検討結果と今後の方向性

社会経済情勢等の変化を勘案した結果、今後も現行の条例に基づいて、評価を行うことが適切と考えられることから、条例については、特段の措置は講じない

3 政策評価条例の運用状況の課題と対応

今回の条例の施行状況の点検に合わせ運用状況の点検を行い、より効果的、効率的な運用に向け、以下の対応により改善を図る

運用上の課題と今後の対応

第2章 第4条 政策評価に関する基本方針

【基本評価】

現状と課題

- ・ H27年度の「見直しの方向性」を踏まえ、総合計画の政策体系に沿った施策の推進に力点を置き、事務事業との一体的な評価を実施
- ・ R元年度より、総合計画の「政策の方向性」に基づく53小項目を単位とする新たな公表様式「総合計画施策推進状況」を作成・公表



- 政策評価と総合計画との関係性をより明確にすることが必要
- 関連政策を総合的に点検・評価できる仕組みの構築が必要

▷ 今後の対応

- 総合計画の進捗状況をより明確に表すため、計画に掲げる「政策の柱」21項目について、4年程度で評価を行うことを検討

運用上の課題と今後の対応（続き）

【公共事業評価（再評価）】

現状と課題

- 再評価の対象要件
 - 事業採択後、長期間経過時点で未着手や一定期間が経過している事業など、関係省庁の再評価要件を準用している
 - 上記(1)のほか、道の独自対象要件として、事業費の大幅な変更（農政部所管と水産林務部のうち林野関係は30億円以上の増減、水産林務部のうち水産関係と建設部所管は50億円以上の増減、10億円以上の増減と事業内容の大幅な変更）などを設定している



- 再評価時において事業費が大きく増加している事業が散見される
- 経過年数により再評価となっている事業が大半となっている
- 事業費の変動要件の基準が所管部局ごとに不統一となっている

▷ 今後の対応

- 事業費が大きく増加する前など、適正な時期に評価を実施できるよう、再評価における対象要件（事業費要件）について見直しを検討

【公共事業評価（事後評価）】

現状と課題

- 道では事後評価を実施していない
- 農政部と水産林務部の所管事業では農林水産省が自己評価を実施（H27～R1の5か年で年平均7地区）、建設部所管事業は国土交通省による事後評価実施地区なし（直近5か年）



- 事業完了後の活用状況等を評価する事後評価は約6割の都府県で実施
- なお、事業によっては、評価時点におけるデータ整理や費用対効果分析でコンサル等への委託が必要など、新たな作業や予算措置が必要

▷ 今後の対応

- 他都府県における事例を参考にしながら、道における事後評価の手法等について検討

運用上の課題と今後の対応（続き）

第3章 第5条～第7条 一次政策評価

第4章 第8条～第10条 二次政策評価

【基本評価（指標）】

現状と課題

- ・ 施策（105 施策）ごとに、各部局において指標を設定（現 387 指標）
 - ・ 設定に当たっては、成果指標（アウトカム指標）を原則とし、必要に応じて活動指標（アウトプット指標）を追加
 - ・ 総合計画の指標（73 指標）は全て施策と関連付け、重点戦略計画として位置付けている創生総合戦略や強靱化計画の KPI などを適宜、設定
- ➡ ● 施策には成果指標（アウトカム指標）のほか、活動指標（アウトプット指標）が数多く設定されているが施策の進捗状況と関係性が低い指標が見受けられる

▷ 今後の対応

- 現状の成果指標（アウトカム指標）、活動指標（アウトプット指標）を精査し、総合計画の見直しに合わせて、指標の適正化を図る
- 現状の指標で不足する場合には、新たな成果指標（アウトカム指標）の設定や時限的に施策目標達成の寄与度の高い活動指標（アウトプット指標）を設定

運用上の課題と今後の対応（続き）

【基本評価（事務事業評価）】

現状と課題

- ・ 直近3カ年は、評価業務の効率化のため、施策の成果指標等に課題があり、改善等を要する事務事業に重点化して評価を行い、次年度に向けた方向性を付与している



- 多くの事務事業は一次評価のみであり、定期的な点検・評価が行われていない

▷ 今後の対応

- 事務事業の評価手法について検討

【基本評価（事務事業評価）】

現状と課題

- ・ 執行体制の見直しや関与団体の自立化推進、国への財源措置拡充等の要望により道費負担等の縮減検討を要するもので、長期にわたり同様の意見が付されている（前年度二次評価意見に係る取組が不足しているものや、行財政運営方針の推進事項、その他必要な事項について課題が認められる事務事業に対し意見を付与）



- 数年にわたって同様の意見を付与されている事務事業がある

▷ 今後の対応

- 数年にわたり意見が付与されている事務事業は、課題解決に向けて考え方を整理する

運用上の課題と今後の対応（続き）

【特定課題評価】**現状と課題**

- ・ 政策に関するその時々課題で、知事が必要があると認めるものとして特定課題評価を実施

【これまでのテーマ】

- H28年度：基金のあり方について
- H29年度：情報システムの利活用について
- H30年度：政策評価手法の効果的・効率的な運用について
- R 1年度：分かりやすい政策評価制度について
- R 2年度：コロナ対応のため休止



- 直近2カ年は、政策評価の手法や運用に関する評価を行っている
- 評価対象となる政策課題の選定にあたり、全庁的なコンセンサスが必要

▷ 今後の対応

- 全庁的な観点から、政策課題を選定できる仕組みを検討

運用上の課題と今後の対応（続き）

第5章 第11条～第12条 道民参加の推進

【基本評価】

現状と課題

- ・ 毎年度、全ての施策(105 施策)について評価調書を作成(1 施策当たり平均 12 ページ)
- ・ 評価調書により、ほぼ全ての内容を網羅できるようになっている
- ・ 毎年度、政策評価の結果を公表後、道民意見募集を実施(1 月～2 月頃)



- 政策評価と総合計画との関係性をより明確にすることが必要
- 関連政策を総合的に点検・評価できる仕組みの構築が必要
- 都府県と比べ評価調書のボリュームが膨大である(平均 12 P)
- 記載内容について分かりやすい表現を工夫する必要がある

▷ 今後の対応

- 総合計画の「政策の柱」21 中項目による評価の実施し、計画の進捗状況をより明確に表す
- 評価調書の大幅な簡素化を行うとともに、読みやすく分かりやすい評価調書に改善
- 現在行っている道民意見募集のほか、総合計画の出前講座で評価の取組を紹介するなど、様々な手法を用い、より積極的な情報発信に努める

運用上の課題と今後の対応（続き）

第6章 第13条～第15条 政策評価委員会

【基本評価】

現状と課題

- ・ 政策評価委員会では、毎年度の基本方針や議会に提出する政策評価の結果に関することを審議
- ・ 近年の基本評価等専門委員会では、評価のプロセス、成果指標の適切性、道民への公表方法等を中心に審議し、意見を踏まえて評価手法や評価調書の様式等の改善を図ってきた



- 外部評価の対象が運用や制度論が中心となっており評価委員の知見の更なる活用が必要

▷ 今後の対応

- 基本評価等専門委員により、総合計画に掲げる「政策の柱」21項目について、評価を行うことを検討

その他

【基本評価】

現状と課題

- ・ 毎年度、全ての施策(105 施策)について評価調書を作成(1 施策当たり平均 12 ページ)
- ・ 評価調書により、ほぼ全ての内容を網羅できるようになっている



- 都府県と比較して、評価対象の施策や事務事業が多く、評価調書のボリュームも膨大となっており、業務の負担となっている

▷ 今後の対応

- 評価調書の大幅な簡素化を図る

運用上の課題と今後の対応（続き）

【公共事業評価（事業期間の長期化への対応）】

現状と課題

[長期化の要因]

- ・ 多くの地区は、継続地区の平均年度事業費を基に事業期間を設定しており、直近5か年の事前評価地区における平均事業期間は約9年（最短3年・最長20年）
 - ・ 長期化の要因としては、大規模事業であること、毎年度の予算上の制約があること、施工従事者が減少していることなど様々な要因による
- [物価上昇分等の積算への組み込み]
- ・ 労賃や物価については、今回のコロナ禍を含めて将来的な動向予測が不可能なこと、上昇分を見込むことで関係省庁から不適切と指摘されることから、最新年度の単価以外での積算は困難
 - ・ 消費税率については、将来的な見通しが把握できないことから、最新年度の税率以外での積算は困難



- 事業期間の長期化に伴う対応が必要（5年計画、全体計画の策定、労務費等の上昇見込みを踏まえた計画の策定など）

▷ 今後の対応

- 長期化している事業については、再評価の段階において、事業の進捗状況や経済効果の把握のほか、工期の妥当性の検証をより一層、精査するなどにより、コストの縮減を図る
- 労賃、物価、消費税率の変動は事業とは直接に関係のない他動的要因のため、再評価における事業費増減額の算出に当たっては、これらの変動分を除外する